

電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（既開設局に係る電波利用料を加算する期間及び金額）
 第十二条 免許人が周波数割当計画等の変更（九十メガヘルツから百八メガヘルツまで、百七十メガヘルツから二百二十二メガヘルツまで又は四百七十メガヘルツから七百七十メガヘルツまでの周波数を使用する既開設局（法第七十一条の二第一項第三号に規定する既開設局をいう。以下この条において同じ。）による当該周波数の使用の期限を平成二十三年七月二十四日とする法第七十一条の二第一項に規定する周波数割当計画等の変更をいう。次項において同じ。）に係る既開設局の免許人である場合における法第一百三條の二第七項の政令で定める期間は、九年八月とする。

2 免許人が、周波数割当計画等の変更に係る既開設局（テレビジョン放送をする無線局に限る。）の免許人である場合における法第一百三條の二第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項の政令で定める金額は、次の表の上欄に掲げる基本送信機（既開設局の送信機であつて、当該既開設局が一台のみの送信機を有する場合には当該送信機を、二台以上の送信機を有する場合には空中線電力の最大のものの一をいう。以下この項において同じ。）の周波数及び同表の中欄に掲げる基本送信機の空中線電力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額とする。

基本送信機の周波数	基本送信機の空中線電力	金額
九十メガヘルツから百八メガへ	〇・一ワット未満のもの	六一〇円

(特定公示局に係る電波利用料を加算する期間及び金額)

第十二条 免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等という。以下この条において同じ。）が周波数割当計画の変更（四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の円滑な開設を図るために行われる同項に規定する旧割当期限を平成十七年十一月三十日とする法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画の変更をいう。次項において同じ。）に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の二第十項の政令で定める期間は、十年とする。

2 免許人等が周波数割当計画の変更に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項の政令で定める金額は、移動する無線局にあつては二〇円、移動しない無線局にあつては五七〇円とする。

(電波利用料の納付を要しない無線局)

(特定公示局に係る電波利用料を加算する期間及び金額)

第十三条 免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等という。以下この条において同じ。）が周波数割当計画の変更（四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の円滑な開設を図るために行われる同項に規定する旧割当期限を平成十七年十一月三十日とする法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画の変更をいう。次項において同じ。）に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の二第八項の政令で定める期間は、十年とする。

2 免許人等が周波数割当計画の変更に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項の政令で定める金額については、移動する無線局にあつては二〇円、移動しない無線局にあつては五七〇円とする。

(電波利用料の納付を要しない無線局)

ルツまで又は百七十メガヘルツから二百二十二メガヘルツまでのもの	〇・一ワット以上五十キロワット未満のもの	八三、〇〇〇円
四百七十メガヘルツから七百七十メガヘルツまでのもの	〇・二ワット未満のもの	六一〇円
十メガヘルツまでのもの	〇・二ワット以上百キロワット未満のもの	八三、〇〇〇円
	百キロワット以上のもの	三二〇、〇〇〇、〇〇〇円

第十三条 法第百三条の二第十四項の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)

(納付受託者の指定要件)

第十四条 法第百三条の二第二十七項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者（法第百三条の二第二十七項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが電波利用料の徴収の確保及び電波利用料の納付に係る便益の増進に寄与すると認められること。
- 二 (略)

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十五条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- 一 二十二 (略)

第十四条 法第百三条の二第十二項の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(納付受託者の指定要件)

第十五条 法第百三条の二第二十四項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者（法第百三条の二第二十四項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが電波利用料の徴収の確保及び電波利用料の納付に係る便益の増進に寄与すると認められること。
- 二 (同上)

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十六条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- 一 二十二 (同上)

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十二年政令第三百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え）
 第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合には、次の表のとおりとする。

（法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え）
 第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合には、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二号	無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）	無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九（相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合並びに相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたもの（以下「適合表示無線設備」という

読替えに係る電波法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二号	無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）	無線設備であつて、第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九（相互承認実施法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたもの（以下「適合表示無線設備」という。

第三十八条の二十第二項、第三十八條の二十二第二項及び第三十八條の二十三第二項	前項	相互承認実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される前項
第三十八條の二十一第三項	前項	相互承認実施法第三十三條第一項の規定により適用される前項
第三十八條の二十八第二項及び第三十八條の三十第四項	前項	相互承認実施法第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される前項
第八十三條第一項	この法律	この法律（相互承認実施法第三十三條の規定により適用される場合を含む。以下この章において同じ。）
第八十三條第二項並びに第二百二條の二十一項、第二十四項及び第四十三項	前項	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される前項
第八十五條	第八十三條	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第八十二條

第三十八条の二十第二項、第三十八條の二十二第二項及び第三十八條の二十三第二項	前項	相互承認実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される前項
第三十八條の二十一第三項	前項	相互承認実施法第三十三條第一項の規定により適用される前項
第三十八條の二十八第二項及び第三十八條の三十第四項	前項	相互承認実施法第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される前項
第八十三條第一項	この法律	この法律（相互承認実施法第三十三條の規定により適用される場合を含む。以下この章において同じ。）
第八十三條第二項並びに第二百二條の二十一項、第二十四項及び第四十三項	前項	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される前項
第八十五條	第八十三條	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第八十二條

第八十六条	前条	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される前条
第九十三条の五	第八十五条	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第八十五条
第九十九条の二	この法律	この法律（相互承認実施法第三十三条の規定により適用される場合を含む。）
第二百三條の二第二十二項	第十三項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第十三項
第二百三條の二第二十一項	第十三項	同条の規定により読み替えて適用される第十三項
第二百三條の二第二十二項	第二十項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第二十項
第二百三條の二第二十三項	電波利用料を納付しようとする者	電波利用料を納付しようとする者（表示者に限る。以下同じ。）
第二百三條の二第四十二項	電波利用料	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第十三項の電波利用料
第二百三條の二第四十三項	次項	同条の規定により読み替えて適用される次項
第二百三條の二第四十四項	第四十二項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第四十二項

第八十六条	前条	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される前条
第九十三条の五	第八十五条	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第八十五条
第九十九条の二	この法律	この法律（相互承認実施法第三十三条の規定により適用される場合を含む。）
第二百三條の二第十七項	第十一項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第十一項
第二百三條の二第十八項	第十一項	同条の規定により読み替えて適用される第十一項
第二百三條の二第十九項	第十七項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第十七項
第二百三條の二第二十項	電波利用料を納付しようとする者	電波利用料を納付しようとする者（表示者に限る。以下同じ。）
第二百三條の二第三十九項	電波利用料	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第十一項の電波利用料
第二百三條の二第四十項	次項	同条の規定により読み替えて適用される次項
第二百三條の二第四十一項	第三十九項	相互承認実施法第三十四条の規定により読み替えて適用される第三十九項

第二百二条の二第
四十五項

第十七項から前項ま
で

相互承認実施法第三十四
条の規定により読み替え
て適用される第二十項か
ら前項まで

第二百二条の二第
四十二項

第十五項から前項ま
で

相互承認実施法第三十四
条の規定により読み替え
て適用される第十七項か
ら前項まで